

胎内市雇用促進協議会要綱

(趣 旨)

第1条 この告示は、胎内市における労働力の確保と雇用の安定及び拡大を図るため関係機関、関係団体、市内企業等が雇用に関する情報及び考え方などを共有し、適切な連携のもとで促進していくことが重要であることから、胎内市雇用促進協議会（以下「協議会」という。）を設置することとし、これに関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について情報の交換及び協議を行うものとする。

- (1) 雇用の現状と見通しに関すること
- (2) 雇用の安定と促進に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その他必要な事項に関すること

(会長、副会長及び委員)

第3条 協議会は、会長1名、副会長1名及び委員25人以内で組織する。

2 会長は、市長をもって充てるものとし、副会長は、副市長をもって充てる。

3 会長は、会議の議長となり、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員は、市内に事業所を有する次に掲げる組織に属する者の中から、市長が委嘱又は任命するものをもって充てる。

- (1) 商工会
- (2) 農業協同組合
- (3) 七社会の構成会社
- (4) 学校関係機関
- (5) ハローワーク
- (6) 胎内市
- (7) 胎内市教育委員会
- (8) 協議会の趣旨に賛同する事業所

6 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
ただし、再任は妨げない。

(会 議)

第4条 協議会は、必要に応じ会長が招集する。

2 協議会に必要に応じ、委員以外の者の出席を求めることができるものとする。

(庶 務)

第5条 協議会の庶務は、商工観光課において処理する。

(そ の 他)

第6条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則

この告示は、平成22年11月4日から施行する。